

【指針の主なポイント】

新計画の特性を踏まえ、次の通り、新計画に係る環境影響評価の考え方、留意点等を提示。

事業段階での環境影響評価を基本としつつ、個々の事業の内容が詳細には固まっていない計画段階での環境影響評価であることを踏まえた対応を実施

指針のポイント

各事業の環境影響についての詳細な調査、予測及び評価ではなく、新計画が地域全体に及ぼす環境影響について検討。

環境影響評価の結果を踏まえ、環境の保全のための措置を新計画に位置付け。また、各事業の実施時の配慮事項を、あらかじめ「環境配慮指針」としてとりまとめ。

むつ小川原開発第2次基本計画等に基づき既に立地された施設等があることを踏まえ、当該施設等に係る様々な情報を収集・活用

指針のポイント

既に、より詳細な事業レベルでの環境影響評価が実施された事業等については、その結果を参照。

むつ小川原国家石油備蓄基地等操業中の事業等による環境負荷の現状、これまでの環境の変化の状況等についても、地域の環境の現状として把握。

新計画の実施が長期にわたることを踏まえ、予測時点を2段階に分けて予測を実施するとともに、計画の進捗状況を踏まえ、中間時点でも改めて予測等を実施

指針のポイント

新計画は2020年代までを目標とした長期的なものであるため、予測時点を2段階に分けて環境影響の予測を実施。

「中間段階の適切な時期」に至った段階で、個別事業の具体化の状況等その時点で明らかな情報に基づき再度予測を実施し、必要に応じ環境の保全のための措置等を見直し。